

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例の一部
改正について

熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例の一部を次のように
改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正
する条例

熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例（平成2年条例第
89号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市市営農業農村整備事業分担金徴収条例

第1条中「土地改良事業及び農地等の災害復旧事業（以下）」を「農業農村整備事業
（土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業及
び同法の規定によらない同項各号に掲げる事業をいう。以下これを）」に、「土地改良
法（昭和24年法律第195号）」を「同法」に改め、「第36条」の次に「又は地方
自治法（昭和22年法律第67号）第224条」を、「徴収に」の次に「関し」を加え
る。

第4条中「度合」を「度合い」に改める。

第7条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に、「市長」を「、市長」
に改める。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（提出理由）

農業農村整備事業に係る分担金について、対象となる事業に関する規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。